令和７年度　中央区赤い羽根地域づくり助成募集概要

**予算総額**

**３３０万円**



　 赤い羽根地域づくり助成事業は、共同募金の配分金を財源として、中央区における

福祉課題に対する先駆的な事業や地域福祉向上のために行われる地域課題に対応

する事業、また社会福祉施設の福祉向上のために行われる事業等に必要な助成を行います。

**１．助成内容**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **Ａタイプ** | **Ｂタイプ** | **Ｃタイプ** |
| 助成額 | **３０万円（上限）**※通算して3年間まで※事業費総額の8割まで | **１０万円（上限）**※3年以上申請可能※本会が継続助成を認めるもの | **１日限りの事業****５万円（上限）** |
| **対象期間** | 令和７年４月１日～令和８年３月３１日 |
| 対象団体 | 中央区赤い羽根地域づくり助成要綱　第３条を確認 |
| 申請条件 | 1. 同一団体の申請は**最大２事業**まで　　　　　　　※同一事業で複数タイプの申請は不可
2. 過去に本助成金を受けた団体も申請可能　　　　※Aタイプのみ通算３年間まで

③ 原則、既存の助成制度で対応できない事業　　　※将来的に既存の助成事業への移行を想定④　中央区で実施される活動 ※区外で行う事業は不可 |
| 対象事業 | Ａタイプ①　区内の福祉課題に対応する先駆的な事業②　区内の地域福祉向上のために行われる地域課題に対する事業③　区内の社会福祉施設の福祉向上のために　　行われる事業<過去の助成事例>・外国人支援のためのボランティア養成事業・聴覚障がい者の災害対策事業・震災の教訓を引き継ぐ救急法講習会事業 | Ｂ，Ｃタイプ①　区内の新たな活動の場、グループ組織化②　区内の既存組織・事業の中の新たな取組み事業③　区内の既存組織の事業の充実<過去の助成事例>・うたごえ喫茶の立ち上げ・地域の異世代交流事業の立ち上げ・既存の組織による子どもの居場所づくり事業 |
| 重要事項 | 〇本助成は、前年度の赤い羽根共同募金運動で集まった寄付金を財源にしています。〇助成事業は、審査会によって審査します。〇申請団体に対し、審査会において提案説明を求める場合があります。〇審査結果は、公表しません。 |
| 募集区分 | **Ａタイプ** | **Ｂ・Ｃタイプ** |
| 対象経費 | ①交通費　　 ②謝金（ただし、助成団体の構成員に対する謝金は不可）③消耗品費　　④印刷費　 　⑤通信費 ⑥使用料　 ⑦備品費（団体の運営に係る備品は除く）⑧保険料 ⑨その他審査会が適当と認める経費**※本会が定める別表③「助成金交付基準」に基づき決定** |
| 対象外経費 | ①　人件費（助成団体の構成員に対する人件費　※謝金を含む）②　他者への寄付金、協賛金、研修会参加費等、団体が負担すべき運営費③　飲食に関わる経費（ただし、子ども食堂等事業に不可欠と審査会が認めるものは可）④　行事において、参加者等に配布する記念品等のうち単価1,000円を超える経費⑤　販売を目的とする商品やその原材料の購入経費⑥　寄付者の共感を得ることができないと審査会が判断した経費⑦　その他、審査会が適当と認めない経費 |
| 審査方法スケジュール | 1. 申請書提出 【５月２３日締切】

２．書類審査 ３．企画提案会 【６月下旬】　　※団体によるプレゼンテーション４．審査結果　　【７月上旬】５．助成金交付 【８月上旬】６．報告会＆交流会【２月末】７．報告書提出 【３月中旬締切】 | １．申請書提出 【５月２３日締切】２．書類審査 ３．審査結果　　 【７月上旬】４．助成金交付　【８月上旬】５．報告会＆交流会【２月末】６．報告書提出　【３月中旬締切】※B・Cタイプ助成は、原則書類審査のみ |
| その他 | 〇申請書の提出後、事務局から事業内容の聞き取りを行います。〇助成事業の内容は、本会ホームページやSNSで公表します。〇次の場合には本会へ速やかにご連絡ください。（１）事業内容を変更するとき（２）助成金の返金（全額もしくは一部）が見込まれるとき |

**２．応募の手続き**

|  |  |
| --- | --- |
| 応募方法 | 所定の申請書等に必要事項を記入し、中央区社会福祉協議会へ提出ください。 |
| 申請書 | 申請書は、本会のホームページからダウンロードできます。（ https://chuou-shakyo.or.jp ） |
| 応募期間 | 令和７年 ４月　１０日（木）　～　５月　２３日（金）　（消印有効）　**締切厳守** |
| 問い合わせ先 | 社会福祉法人　神戸市社会福祉協議会　中央区社会福祉協議会　（共同募金担当） 神戸市中央区東町１１５番地 中央区役所５階中央区社会福祉協議会は、4月1日をもって、法人統合いたしました。TEL: 078－335－7511（内335） FAX：078－333－4421E-mail： akaihane@chuou-shakyo.or.jp |